

## 議案第18号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

郷土文化館の観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「観覧時間等」を「観覧時間及び使用時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表に掲げる施設（以下「供用施設」という。）の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。

第8条の見出し中「会議室等」を「供用施設」に改め、同条第1項中「別表に掲げる施設（以下「会議室等」という。）」を「供用施設」に改め、同条第2項中「会議室等」を「供用施設」に改める。

第9条（見出しを含む。）、第10条第1項、第11条、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条中「会議室等」を「供用施設」に改める。

別表中「第8条」を「第5条」に改め、同表の1を削り、同表の2を同表の1とし、同表の3を同表の2とする。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

小田原市長 加藤 憲一

（理由）

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため提案するものであります。